

平成30年度「みえの防災大賞」表彰実施要領

1 目的

三重県では、県民の防災・減災意識の向上を図り、「防災の日常化」の定着を進めることで、県内の防災活動が持続性のあるものとして展開され、県民が主体となった活動がより活性化することを目指しているところです。

「みえの防災大賞」は、県内各地で自主的な防災活動に取り組まれている団体を表彰し、これらの活動を県民の皆さんに広く知っていただくことにより、災害に強い三重づくりを進めることを目的としています。

2 表彰の対象

県内において、特色ある防災活動を自主的に行っている団体

なお、次の活動は対象外とします。

- (1) 業界団体を含む事業者がその主たる事業の目的を達成するために行っている活動
- (2) 消防団単独での活動
- (3) 個人による活動（個人での応募はできません。）

※過去に「みえの防災大賞」を受賞した団体は、応募できません。また、過去に「みえの防災奨励賞」を受賞した団体は応募できますが、「みえの防災奨励賞」を受賞することはできません。

3 表彰の内容

「みえの防災大賞」 (1団体) 表彰状及び副賞

「みえの防災奨励賞」 (5団体以内) 表彰状及び副賞

※上記以外に、避難行動要支援者対策や避難所運営対策など、地域防災力向上の課題となっている取組について、他の団体でも特に参考となる活動を行っている団体を「みえの防災特別賞」として表彰する場合があります。

4 表彰式

平成30年12月初旬に開催を予定している「みえ地震対策の日シンポジウム」の席上で表彰します。

5 応募

公募により募集し、自薦、他薦を問いません。

6 提出書類

応募団体は、活動内容等を記載した書類を提出することとします。

7 受賞団体の選考

受賞団体は、事前選考及び本選考により選定し、その結果に基づき知事が決定します。

(1) 事前選考

事務局（防災対策部）による書類審査により、本選考へ進む応募団体を選考します。

(2) 本選考

選考委員会が、応募書類及び応募団体によるプレゼンテーションの内容を踏まえて、活動内容を総合的に判断し、選考します。

8 選考基準

次の基準により、選考を行います。

- (1) 活動の内容が、防災意識や防災力の向上を目的とし、自主性が読み取れる活動であること
- (2) 地域社会との交流・連携を活動の中に取り入れ、地域防災の活性化に貢献していること
- (3) 他の団体でも取組の参考になる活動であること
- (4) 1年以上の実績があり、将来においても一定期間以上続けることが可能な活動であること
- (5) 防災活動において、成果・実績を上げていること